

## 7. 就学援助制度について

就学援助制度は、経済的な理由でお困りの方に対して、学用品費、給食費など必要な費用を援助する制度です。

《令和7年度から申請方法が変わります》

- ① オンライン申請の導入(オンライン申請が難しい場合は、紙での申請もできます。)
- ② すでに認定されている世帯は改めて申請する必要がなくなります。

詳しくは、3月末に教育委員会総務部学事課から「就学援助費の制度及び申請についての御案内」が届きますので、必ずご確認ください。

《申請する場合》

- ・ オンライン申請 ⇒案内の内容に従って手続きしてください。
- ・ 紙での申請 ⇒案内に同封されている申請書に記入のうえ、郵送または持参で直接、学事課に提出してください。

《注意点》

- ・ 申請しない場合は、何もする必要がありません。(従来は申請しない場合も申請書の提出が必要でしたが、令和7年度より無くなります。)
- ・ 紙での申請をする場合、申請書を学校に提出しないでください。学校では受け取れません。必ず直接学事課に郵送または持参してください。